

「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業」を実施する民間事業者の公募による選定のため、総合評価一般競争入札を行うにあたって、入札条件等につき次のとおり公告する。

令和3年12月3日

豊橋市長 浅井 由崇

第1 入札に付する事項

1 事業名称 豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業

2 事業場所 豊橋市豊栄町地内

3 事業概要

本事業は、豊橋田原ごみ処理施設（以下「本施設」という。）を設計・建設（豊橋市資源化センター（以下「既存施設」という。）の解体工事及び準備工事を含む。以下同じ。）し、運営するものである。本施設は、主にごみ焼却施設とリサイクル施設から構成され、リサイクル施設には豊橋市（以下「市」という。）が単独処理を行う豊橋市単独施設が含まれる。

本事業は、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。なお、落札者の構成員は、本事業の実施にあたり、特別目的会社（以下「運営事業者」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立するものとする。

4 事業期間 特定事業契約締結日から令和30年3月31日まで

設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和14年3月15日まで

・ごみ焼却施設の引渡し：令和10年3月15日

・リサイクル施設の引渡し：令和14年3月15日まで

運営期間：ごみ焼却施設の引渡し日の翌日から令和30年3月31日まで

・ごみ焼却施設の運営期間：運営期間と同じ

・リサイクル施設の運営期間：リサイクル施設の引渡し日の翌日から令和30年3月31日まで

5 債務負担行為

市は、特定事業契約に関して、「72,484,000千円に物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定している。

市は、上記の債務負担行為設定額を踏まえ、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）及び入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格であり、消費税及び地方消費税額を含まない。）を設定する。

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。
また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。
なお、構成員及び協力企業（以下「構成企業」という。）は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・建設業務において、市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の構成員のうちごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者及びリサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者）は、構成員とならなければならない。
また、運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- (3) 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- (4) 入札参加者は、「本章2(2)① ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。
また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (5) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 入札参加者の構成企業は、主灰等資源化事業者及びその関連の運搬事業者、鉄道輸送又は船舶輸送に係る運搬事業者を除き、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。
なお、このことについて、参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情があると認めた場合の構成企業の変更及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様とする。
- (7) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (8) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、焼却方式＋主灰等の外部資源化の場合には以下の(1)から(6)の各項の要件を、ガス化溶解方式（一体型、分離型）の場合には以下の(1)から(4)の各項の要

件を満たす企業で構成すること。

なお、各号の要件に示す実績は、入札公告の時点とし、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(1) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ④ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,100点以上であること。
- ⑤ 平成23年4月1日以降に地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の受注実績を有すること。

(2) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

① ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、代表企業となる1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ ごみ焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が1,100点以上であること。

エ 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設、処理能力100t／日・炉以上かつ複数炉構成）において、下記(ア)に示すごみ処理方式（機種）のうち、本事業にて提案すごみ処理方式（機種）のプラント設備に係る設計・建設工事の下記(イ)及び(ウ)の建設実績を元請としてそれぞれ複数件有すること。なお、(イ)及び(ウ)の建設実績は、それぞれ異なる施設とする。

(ア) ごみ処理方式（機種）

a 焼却方式

- ・ストーカ式
- ・流動床式

b ガス化熔融方式（一体型）

- ・シャフト式ガス化熔融炉

c ガス化溶融方式（分離型）

- ・流動床式ガス化溶融炉
- ・キルン式ガス化溶融炉

(イ) 受注実績：平成 23 年 4 月 1 日以降の受注実績

(ロ) 稼働実績：現在に至るまで 10 年以上継続した稼働実績

② リサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

リサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ リサイクル施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」の総合評定値が 1,100 点以上 であること。

エ 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（リサイクル施設（10t/5h 以上、粗大ごみの処理を行う高速回転破碎機設置施設（当該施設の処理対象物に含むことで可。）のプラント設備に係る設計・建設工事の下記(ア)及び(イ)の建設実績を元請として有すること。なお、(ア)及び(イ)の建設実績は、それぞれ異なる施設とする。

(ア) 受注実績：平成 23 年 4 月 1 日以降の受注実績

(イ) 稼働実績：現在に至るまで 10 年以上継続した稼働実績

(3) 既存施設の解体撤去を行う者の要件

既存施設の解体撤去を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たすこと。

① 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「解体工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

② 既存施設の解体工事に必要な監理技術者資格者証 を有する者を専任で配置できること。

③ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「解体」の総合評定値が 900 点以上であること。

④ 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 26 年 1 月 10 日付基発 0110 第 1 号）に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものであること。

(4) 本施設の運営・維持管理を行う者の要件

本施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、

少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の運転管理業務実績を1年以上有すること。ただし、ア、イは異なる施設の実績でも可とする。

ア 下記(ア)に示すごみ処理方式(機種)のうち、本事業にて提案するごみ処理方式(機種)と同じ方式のボイラー・タービン発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(100t/日・炉以上、複数炉構成)

(ア) ごみ処理方式(機種)

a 焼却方式

- ・ストーカ式
- ・流動床式

b ガス化溶融方式(一体型)

- ・シャフト式ガス化溶融炉

c ガス化溶融方式(分離型)

- ・流動床式ガス化溶融炉
- ・キルン式ガス化溶融炉

イ リサイクル施設(10t/5h以上、粗大ごみの処理を行う高速回転破砕機設置施設(当該施設の処理対象物に含むことで可。))

- ② 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

ア 上記①ア(ア)に示すごみ処理方式(機種)のうち、本事業にて提案するごみ処理方式(機種)と同じ方式のボイラー・タービン発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(100t/日・炉以上、複数炉構成)

(5) 主灰等の運搬を行う者の要件

主灰等の運搬を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- ① 運営開始時に、本業務を実施するために必要十分な施設(主灰等を運搬するための車両等)を所有していること。
- ② 運営開始時に、本業務を実施するための必要な許認可を取得していること。

(6) 主灰等の資源化を行う者の要件

主灰等の資源化を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- ① 提案する主灰等の資源化施設(セメント原料化施設等)について、1年間以上の運転実績を有していること。
- ② 運営開始時に、本業務を実施するための必要な許認可を取得していること。

3 構成企業の制限

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

- (2) 市の最新の建設工事等競争入札参加資格審査申請書受付簿に登録されていない者。
- (3) 市の建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けた者。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (6) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- (10) 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (11) 国税又は地方税を滞納している者。
- (12) 市が本事業に係る発注支援業務を委託している者及びかかる者と当該発注支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
本事業に関し、市が本事業に係る発注支援業務を委託している者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
 - ・ 株式会社エイト日本技術開発
 - ・ 豊原総合法律事務所
- (13) 本事業に係る豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会の審査委員、審査委員が属する法人及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。

第 3 入札手続きに関する事項

1 契約条項を示す場所及び問合せ先

豊橋市 環境部 施設建設室

〒441-3125 豊橋市豊栄町字西 530 番地

TEL 0532-38-0777 FAX 0532-46-7942

E-mail shisetsukensetsu@city.toyohashi.lg.jp

2 入札説明書等の交付

入札説明書等は配布しないので、必要に応じて豊橋市ホームページからダウンロードすること。

(豊橋市ホームページ <http://www.city.toyohashi.lg.jp/>)

ただし、参考資料(要求水準書添付資料)はホームページに掲載しない。参考資料(要求水準書添付資料)は、市にて入札参加希望者へ配付する。

3 現地見学会の開催期間及び場所

- (1) 開催期間 令和3年12月13日(月)から令和3年12月14日(火)まで
- (2) 場所 豊橋市豊栄町地内
- (3) 参加申込期間 令和3年12月3日(金)から令和3年12月10日(金)15時まで

4 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付期間、提出先及び提出方法

- (1) 受付期間
令和4年1月6日(木)から令和4年1月14日(金)16時まで
- (2) 提出先
豊橋市 環境部 施設建設室
〒441-3125 豊橋市豊栄町字西530番地
- (3) 提出方法
持参によるものとし、郵送等は認めない。
- (4) その他
受付期間中の開庁日の9時から16時まで(正午から13時までを除く)に持参すること。

5 入札日時等(入札提出書類の提出等)

- (1) 受付日時
令和4年4月4日(月) 9時から16時まで(正午から13時までを除く)
- (2) 提出場所
豊橋市 環境部 施設建設室
〒441-3125 豊橋市豊栄町字西530番地
- (3) 提出方法
持参によるものとし、郵送等は認めない。
- (4) その他
入札提出書類の作成方法等については入札説明書を参照すること。

第4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

第5 落札者の決定基準

「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準」のとおりとする。

第6 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

① 設計・建設業務における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として契約締結日までに納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負契約書(案)を参照のこと。

② 運営業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務における保証

運営事業者、主灰等運搬事業者及び主灰等資源化事業者は、それぞれの業務委託契約に定める各事業年度の契約金額の100分の10以上の額を運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営業務委託契約書(案)、主灰等運搬業務委託契約書(案)又は主灰等資源化業務委託契約書(案)を参照のこと。

3 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者のした入札、入札参加者に求められた義務を履行しなかった者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 契約の締結

市と落札者は、特定事業契約の締結に向けて、双方合意のもと、速やかに基本協定を締結する。

落札者の構成員が運営事業者(特別目的会社)を設立した後、市は、事業者と基本契約について、建設事業者と建設工事請負契約について、運営事業者と運営業務委託契約について、主灰等運搬事業者と主灰等運搬業務委託契約について、主灰等資源化事業者と主灰等資源化業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。各々の仮契約は、建設工事請負契約について市議会の議決を得た日をもって本契約となる。

市は愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きを完了した上で落札者と特定事業契約を締結するものとする。

5 その他

詳細は入札説明書等を参照すること。なお、提出された書類については返却しない。